平戸松浦史料博物館所蔵「新出奉書・御内書目録」の作成

中村 質: 別府大学文学部

平戸松浦史料博物館に厖大な老中奉書が所蔵されていることは夙に知られていた。すなわち小葉田淳監修『平戸松浦家史料』(昭和26年、95~96頁)によれば、例えば「一,天祥公・雄香公・松英公代御奉書 一抽出三三〇通」のごとく、抽出・筺ごとに合計3,070通とする。その後の松浦史料博物館『古文書類目録(旧平戸松浦家所蔵)』昭和46年、42~44頁)では、歴代藩主ごとに分類し、合計3,832通とする。しかしいずれも数量調査で、一点一点の内容を把握したものではない。

私は本研究の一分野である「環シナ海地域間交流」の一環として、三年がかりで上記奉書類(御内書を含む)の悉皆調査を試みた。それは、中世文書をはじめ、信長・秀吉の政治向きの御内書は現存るが(『古文書類目録34~38 頁』)、家康関係は五大老の海賊禁止令のみ伝存し、秀忠・家光発給文書は儀礼的な端午・八朔・歳暮等進物の受領書だけで、肝心な平戸貿易・キリシタン禁制などに関してはオランダ商館の長崎移転まで一通も見あたらない。その後は幕末まで約3,000通が歴代藩主ごとに一応の整理(点数把握)がなされている。しかし厳密に年代(藩主)順ではなく適宜一束に括ったもので、かつ悉皆調査ではないので、平戸貿易時代の文書が後世の写しにせよ紛れこんでいないか、そうでなければ何故平戸貿易期に限って伝存しないのか、また全時代を通じて老中奉書がどのようにして伝達されたかなど、幾つかの問題解決の手がかりが与えられると考えたからである。

奉書は、和箪笥一棹(抽出五段) 筐四箇に収められ、御内書は筐一箇にびっしり詰まっている。調査では以前の調査を尊重して、その一束を親番号一点とし、中の一通ごとに子番号や、必要に応じて孫番号を付した。これによって奉書3,871 通 御内書 200 通であることを確認した(別添目録参照)。その中で初期の注目すべき新史料三点を紹介する。

史料1(付札)「御当家御書 一通」

覚

一、異国へ男女買取参儀。堅停止之事

付、売主改可申事

- 一、異国へ刀脇差惣而武具之類一切遣間敷事
- 一、おらんた・いきりす日本ちかき海上にをひてばはん仕間敷事
- 一、於長崎唐船·黒船商売之儀。従此前相国様 (家康)被仰付候通。不相替可申付事
- 一、長崎商人之船おらんた・いきりす海上にをひてばはんいたし候に付相尋候へは、はてれ弐人 のせ来候付而、取 セ申候、はてれにて候哉、委致穿索可申上事

五月廿二日

(箱順整理番号 二六〇)

この「覚」は無年号であるが、内容から元和七年(1621)のものである。永積洋子氏は、辞任を命

ぜられたオランダ商館長ヤックス・スペックスの弁明書 (Francois Valentijn::Oud en Nieuw Oost-Indien.. Amsterdam, 1724 Vol. V. pt 2. Japan. p.28) によって、この五カ条の幕令と同内容の令達が一六二一年九月一四日平戸藩主から蘭・英商館長に伝達されたとして、その要旨を紹介されている(『平戸オランダ商館』、そしえて、25~26頁)。

またこうもいわれる。すなわち、この令達に照応する日本側の史料は、たとえば『史籍雑纂「大村家秘録」第一所収、「年号不知御奉書」は、(『細川家記忠利譜』も同じで諸大名に発せられた)、史料一に準じて仮に内容を区切ると、

急度申入候、 仍異国之男女を買取、令渡海之由被聞召、堅可停止之旨被仰出、 兼又刀脇指惣而 武具類一切、異国え不可差越之旨候、 其上異国人等日本人躰に而まねひ、於洋中はほん仕らせ、依 有其聞旁以可制之由上意候、若御法度之儀、御領内被入御念可被仰付候、恐々謹言

七月廿七日(一六二一年九月一三日)

土井大炊介利勝 判本多上野介正純 判酒井雅楽頭忠正 判

大村民部少輔殿

の三カ条である。「覚」末尾の二カ条、すなわち家康が保証した長崎における唐船・ポルトガルの自由 貿易に変更がないこと、蘭英船に拿捕された平山常陳船の内の二人がパードレではないか厳しく取り 調べて報告すべきこと、とスペックスは箇条書しているが、同年のウィルレム・ヤンセンやレオナル ド・カンプスの書状も前半の三カ条であることから、実際に諸大名に通達されたのは前半の三カ条だ けで、後の二ケ条は平戸藩主から口頭で伝えられたものとされる(『平戸オランダ商館』そしえて、132 ~133 頁)。

この五カ条の日本側史料は初出であるが、大村・肥後藩の史料が三カ条であることは、右の永積説を補強するものといえよう。

ただ一つ問題なのは、第一条の「異国之男女を買取、令渡海之由」は、字義通りに読めば、海外へ売り渡される異国人とは、朝鮮の役の多数の被虜人や、当時はすでに少なくなっていた倭寇の被虜であろう(当時の長崎では、両親が朝鮮・中国人であっても日本生まれの子の法的身分は、日本人と同等であった)、では日本人男女の売買・海外輸出は許されたのか。この件については、すでに岩生成一氏が「異国え男女を買取て、渡海之由」と、日本人・外国人をとわず人身売買・海外輸出を制禁したとされる(『南洋日本人町の研究』昭和41年、岩波書店、337頁)、字句に若干の違いはあるが、法令の文言は冒頭の「覚」の通りであったと考えられる。

なお、中世文書や秀吉の朱印状は多く伝存するが、慶長期から寛永 18 年オランダ商館の長崎移転までの、いわゆる平戸貿易時代の奉書・書付類は、後世の写しを含め、この「覚」以外には見あたらない。このことは、寛永 18 年から程近い時期に、意識的に破棄されたとしか考えられない。尤も該期の藩主宗陽隆信から家臣に宛てた唐蘭貿易に関する書状の写しは僅かながら伝存し(「宗陽公以来之物」)、記録の廃棄は必ずしも完全ではなかった。

史料2 老中奉書(折紙一通、史料3と一括一包) (原包紙上書=外包) 「明暦四年戌六月廿七日

酒井雅楽頭 松平伊豆守

松浦肥前守殿

阿部豊後守 1

(内包上書)

「明暦四戌六月廿七日出候

御奉書 一通」

其方事、於長崎甲斐庄喜右衛門(長崎奉行、在勤中)·黒川与兵衛(長崎奉行、在府中、九月 長崎着)相談、差当御用も無之候は参勤尤候、恐々謹言、

阿部豊後守

明暦四年戌(万治元)

忠秋(花押)

六月廿七日

松平伊豆守

信綱(花押)

酒井雅楽頭

忠秋(花押)

松浦肥前守殿(天祥鎮信)

(箱順整理番号、長持1-139-20-2)

これは幕府が同年四月七日付で松浦氏に対し、長崎警備のため同年の参勤免除を布達していたが、箱順、長持1-139-5)、この日あらためて長崎警備の必要がなければ両長崎奉行と協議の上参勤すべしと命じたものである。大名の参勤に長崎奉行が介在する点(具体的には史料3)に着目したい。長崎警備は寛永18年以来、福岡・佐賀両藩の隔年交代勤番はよく知られているが、承応三年完成の長崎の湾口内外の七カ所の台場(「古台場」)築造は平戸藩が担当し、江戸時代を通じて、平戸藩主は帰郷すれば直ちに長崎奉行に面談して指揮を仰ぎ、在国中両三度これを繰り返し、その都度状況を幕府に報告した。伝存する奉書の多くは、長崎奉行に面謁、渡来蘭船は通常の商船で警備の必要はない、蘭船はみな帰帆し帆影も視界から消えた、などの注進を受け取ったという奉書である。平戸藩は、大村・五島藩と並んで、福岡・佐賀藩の長崎警備を補完する義務を課されていたことが知られる。

史料3 長崎奉行連署書状(折紙 一通、包紙なし、史料2と一括)

- 一筆啓上候、去月廿七日之御奉書、夜前到来候、先以公方様益御機嫌能被成候由 申来候、恐悦之御事何方も御同前に御座候、
- 一、貴様へ御奉書参候間、進之候、
- 一、私共方へも貴様御参勤之儀、我等共差図候へと従御老中被仰下候、当月廿九 日晦日時分御支度成兼候は、来月二日三日に成共御立御尤に存候、
- 一、御老中へ之御請被成、早々可有候、御請には私共差図次第御発足、御参勤被成と可仰遺候、恐惶謹言、

(明暦四=万治元年)

黒川与兵衛

七月十一日

正次加(花押)

甲斐庄喜右衛門(正述)

(花押)

松浦肥前守様 (天祥鎮信)

人々御中

(箱順、長持1-139-20-1)

カ条順に若干説明する。六月二七日付の長崎奉行宛の奉書が半月かかって長崎に到着した。

これと一緒に松浦氏宛の奉書もあったのでこれを進達する、とある(本調査によれば天和期からは江戸で平戸藩士を呼び出して直接交付となる)。松浦氏宛の奉書が長崎奉行を経由する事例は、他には見出し得ないが、異例の伝達方式であったとは思われない。それは松浦氏の参勤(発足)の時期にいては、長崎奉行が警備の必要度を考慮して「差図」する権限が与えられていたと考えられるからである。今回は七月二九日~八月三日の出立を指示し、幕府宛に参勤の請書を早急に出すように、それには両長崎奉行の「差図次第」発足すると明記せよ、という。 江戸と長崎にいる両長崎奉行が、七月一一日付で連署しているのは一見ありえないようにみえるが、奉書の宛名の一人である在府の黒川がこれを読んで、日付と甲斐庄の署名分を空けて史料3を書き、奉書とともに長崎に送った。警備の要不要といった長崎の状況は、平素の事務連絡で在府奉行も掌握していたと考えられる。在勤の甲斐庄が日時と署名を書き入れて平戸へ進達した、と考えれば無理なく整合する。つまり、奉書の伝達経路は、幕府 在府長崎奉行 在勤長崎奉行 平戸のコースをたどった。

平戸藩宛の参勤出立の期日が長崎両奉行の「差図次第」であるならば、大村・五島藩はもちろん、 島原・唐津・対馬などの近隣諸藩、福岡・佐賀藩も同様であった可能性がある。長崎奉行の権限の視 点から、これらの確認作業が今後の課題であるが、史料の残りがいけ対馬・大村藩を対象とするのが 能率的であろう。